

ワーケーション・プログラム企画開発等促進事業 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月21日

石川県観光戦略推進部誘客戦略課

1 委託業務の概要

- (1) 業務名称
ワーケーション・プログラム企画開発等促進事業業務委託
- (2) 業務内容
別添「ワーケーション・プログラム企画開発等促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月29日（金）まで
- (4) 提案上限額
3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時点において、石川県競争入札参加資格者名簿に登録され、資格の停止期間中でないこと。参加申込書提出時点において、未登録の場合は、令和5年6月30日（金）付で登録がなされる場合のみ対象とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 国税及び都道府県税を滞納していない者であること。

3 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表（公募開始）	令和5年6月21日（水）
企画提案参加の申し込み及び提出資料等に関する質問受付	令和5年6月30日（金）17時まで
質問に対する回答	令和5年7月5日（水）
企画提案書提出期限	令和5年7月14日（金）17時まで
審査結果の通知	令和5年7月下旬
委託契約締結	令和5年7月下旬

4 審査参加申込等

(1) 申込方法

参加申込書（別紙様式1）、企画提案者概要書（別紙様式2）を提出すること。
なお、必要に応じ企画提案者に関する参考資料を添付すること。

(2) 提出期限

令和5年6月30日（金）17時まで

(3) 提出方法

郵送（期限内必着）又は持参

※ 郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと

(4) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県観光戦略推進部誘客戦略課 誘客推進グループ

(5) 質問の受付及び回答

- 提出資料等に関する質問がある場合は、令和5年6月30日（金）17時までに質問票（別紙様式3）により提出すること（電子メール可）。電話等での質問は原則受け付けない。
- 質問に関する回答は、参加申込者全員に対し、一括して文書（電子メール、PDFファイル）により行う。

5 企画提案書の作成・提出方法等

(1) 企画提案書の内容

様式は任意とするが、仕様書を踏まえ、以下について記載すること。

- 本業務に対する考え方、実施方針
- ワークーション・プログラムの企画及びモニターツアー実施に関する提案
- 想定するモニターツアーの対象企業名（10社程度）
- 市町向けワークーション・プログラム企画セミナー開催に関する提案
- 提案者の概要、強み
- 業務実施スケジュール、その他関連する提案

- 本業務に類する事業の実施実績
- 本業務の人員体制、実施体制、連携体制等
- 総括責任者、業務担当者の資格・経験・能力等
- 事業費見積総額及び費目別明細

(2) 企画提案書の体裁

- 会社名の記載がないものを5部、記載のあるもの（表紙に会社名、部署名、担当者名を明記）を1部提出すること。
- 体裁はA4、左上1点ホッチキス又はクリップ留めにて作成。
- 企画提案書を保護する透明カバーは不要。

(3) 提出期限

令和5年7月14日（金）17時まで

(4) 提出方法

郵送（期限内必着）又は持参するとともに、電子データ（PDFファイル）でも提出すること。

※ 郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと

(5) 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県観光戦略推進部誘客戦略課 誘客推進グループ

電子データ（PDFファイル）送信先：e200300@pref.ishikawa.lg.jp

(6) 留意事項

- 一提案者が複数の企画提案をすることは認めない。
- 資料提出後の追加・訂正は認めない。
- 提出された書類は返却しないものとする。
- 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製することがある。
- 企画提案書の作成、提出等に要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

6 企画提案書の審査

(1) 実施方法

各事業者から提出された企画提案書を、審査委員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した事業者を選定する。

<審査基準>

審査項目・評価内容及び配点は次表のとおりとする。

審査項目	評価内容	配点 (計 100 点)
提案内容 (45 点)	本事業の目的を効果的に達成できる企画となっているか。	15 点
	具体的かつ実現可能な企画・スケジュールとなっているか。	15 点
	地域の関係者と効果的に連携する提案となっているか。	15 点
実施体制 (45 点)	提案内容を実施できる適切な管理運営体制となっているか。	15 点
	ワーケーションビジネス、モニターツアー実施に関する実績（特に近年）が十分か。	15 点
	セミナー開催に関する実績（特に近年）が十分か。	15 点
実施経費 (10 点)	経費内容が提案内容に見合った金額・内訳となっているか。	10 点

- (2) 審査内容について公表しない。
- (3) 審査結果については別途通知するが、異議の申し立ては認めない。

7 企画提案に係る失格要件

次の事項に該当したものは、企画提案参加の資格を失う。

- (1) 本実施要領に定める条件や規定に従わないとき。
- (2) 公正な審査に影響を与える恐れのある行為を行った場合。
- (3) その他公正な競争を妨げる恐れのある行為等を行い、又は行おうとした場合。

8 委託契約の締結

- (1) 上記6により選定された事業者と協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、石川県と契約を締結する。なお、当該事業者との協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。但し、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

<連絡先>

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県観光戦略推進部誘客戦略課

誘客推進グループ

電話：076-225-1543

FAX：076-225-1540

メール：e200300@pref.ishikawa.lg.jp